

行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定業務委託 仕様書

1. 業務目的

本市は、北九州市など18市町からなる北九州都市圏域の構成自治体であり、令和4年度には北九州都市圏域として環境省の脱炭素先行地域に選ばれるなど、今後、周辺自治体とも連携を図りつつ脱炭素に向けて取組を推進していくこととしている。

そこで、本業務は、2050年のカーボンニュートラル実現を見据え、再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、本市の地域課題の解決・地方創生に寄与する温室効果ガス削減対策を盛り込んだ「行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を新たに策定することを目的とする。

また、気候変動への適応策も検討し、本計画を気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けるものとする。

2. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3. 業務内容

（1）行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成

①国や県などの動向調査、地域特性の整理・分析

環境問題に関係する 国外、国内（国・他自治体・民間）の動向について情報を収集し、傾向や特徴などについて分析・整理する。

また、本市の既存の関連計画などの動向を踏まえて、環境行政上の地域特性や課題について整理する。

②市民・事業者向けのアンケート調査

地球温暖化問題やエネルギー資源問題、再生可能エネルギーに関する理解度や、取組状況等を調査、把握するため、アンケート調査（想定：市民1000人、事業者200事業者）を実施する。アンケート調査の手法や内容等は、本市と受託者で協議を行い決定する。

調査対象の抽出、電子データのリスト化は本市が行い、受託者に提供するとし、封入作業においては、受託者にて実施する。調査票の作成・印刷、アンケート調査票等の発送及び回収、調査結果の集計・分析については受託者が実施する。

③地域特性を踏まえた温室効果ガス排出量の把握

環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」等を活用し、推計に必要な最新の統計資料・データ等を収集・整理し、本市における現況の温室効果ガス排出量（部門別）を推計の上、要因分析を行う。

④温室効果ガス排出量の将来推計（BAU・脱炭素ケース）

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合（BAUシナリオ）や、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた場合（脱炭素シナリオ）の将来の温室効果ガス排出量など、可能な限り複数の枠組みについて将来推計を行うこと。

排出量の推計は2030年、2050年を対象として実施することとする。

なお、地域の特性を踏まえて再生可能エネルギーポテンシャルを推計するとともに、さらに、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合と再生可能エネルギーに関連する取組の効果を考慮した場合の将来推計も併せて行うこと。

⑤2050年の脱炭素社会実現を見据えた将来ビジョンの検討・作成

地域の温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえ、2050年までにカーボンニュートラルを達成した社会に向けた将来ビジョンを作成する。

なお、各行政計画も参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討する。

⑥再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス排出量の削減目標の設定

温室効果ガスの将来推計にともなうシナリオに応じた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。導入目標は、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえ、2030年目標、2050年目標に対し、それぞれ種別毎に設定する。

⑦目標達成に向けた施策の検討

本市の地域特性や温室効果ガス排出構造を踏まえ、削減目標を達成するために必要な具体的な施策を検討すること。

⑧適応策の検討

本市の特性を踏まえ、適応策の検討を行い、本計画に盛り込むことで、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」に位置付けることとする。

⑨会議等の支援

本事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等について、行橋市環境対策審議会（2回程度）の開催を予定している。受託者は会議の運営支援（会議への出席、助言、関連資料及び会議録作成）を行う。

（2）行橋市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の作成

①既存資料の調査

国の政府実行計画など国の最新動向を調査するとともに、本市や県の関連計画についても調査・整理する。

②温室効果ガス排出量の把握・分析

環境省の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルに規定された方法で本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量を把握・分析する。

③温室効果ガス排出量の削減目標の設定

②における排出量の把握・分析結果等を基に、温室効果ガスの削減目標値を検討する。削減目標値は国の削減目標値の考え方も十分に踏まえること。

④温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組施策の検討

③において設定した削減目標の達成に向けて、本市として取り組む施策を検討し、整理すること。

⑤公共施設の太陽光発電導入に向けたスクリーニング調査等

将来の公共施設への太陽光発電導入を見据えて、市と協議のもと、公共施設のスクリーニング調査を実施すること。必要に応じて、現地調査を実施すること（最大5施設）。

⑥会議等の支援

庁内の関係部署等と合意形成を行うための庁内会議の開催（2回程度）を予定しており、会議の運営支援（会議への出席、助言、関連資料の作成補助）を行う。

（3）業務打合せ・計画書の作成

業務全体の進行管理、情報整理・確認等のための打合せ・協議等を適宜行う。
また、（1）（2）の内容をまとめた計画書（最終案）を作成する。

（4）パブリックコメントの実施に関する資料の作成

作成した計画書（最終案）のパブリックコメント実施に際して、公表する資料の作成や提出された市民意見の整理及び回答案の作成を行う。

4. 成果品の提出

成果品は次のとおりとする。

（1）行橋市地球温暖化対策実行計画（本編） 2部

（2）行橋市地球温暖化対策実行計画（概要版） 2部

※（1）（2）ともに区域施策編と事務事業編をあわせて一体にしたもの

（3）上記（1）（2）の電子データ及び関連資料の電子データを格納したもの 1式

※（1）（2）の電子データについては、Microsoft社Wordファイル形式及びPDFファイル形式それぞれの電子データを作成すること。

5. 業務の実施体制

受注者は、環境行政に精通した担当者（元行政職員、行政との調整経験のある者など）を複数名配置し、市と円滑に連携できる体制を整えるものとする。

6. 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、担当課（担当者）との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い、本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

7. その他

- (1) 本業務の実施に際しては、市の担当者との十分な協議のもとに進めること。
- (2) 本仕様書に記載されていない内容については、本市の担当者との協議の上定める。
- (3) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (4) 行橋市情報公開条例及び行橋市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。
- (5) 受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。